

令和6年度

地域の食品産業ビジネス創出プロジェクト支援事業

実 施 規 程

令和7年3月

株式会社船井総合研究所

Ver. 1.0

## 第1条 目的

1. この規程は、地域の食品産業ビジネス創出プロジェクト支援事業実施要領（令和6年12月18日付け6新食第2101号農林水産省大臣官房総括審議官通知。以下「実施要領」という。）に基づき、株式会社船井総合研究所が実施する、令和6年度地域の食品産業ビジネス創出プロジェクト支援事業（以下「本事業」という）の実施に際し、補助金の交付の手續等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。
2. 本事業の実施に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、持続的な食料システム確立緊急対策事業補助金交付等要綱（令和6年12月18日付け6新食第2093号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）、実施要領、「令和6年度地域の食品産業ビジネス創出プロジェクト支援事業に係る公募要領」（以下「公募要領」という。）及び本規程に定めるところによる。

## 第2条 交付対象要件の定義

1. 実施要領第3第2項から第4項に掲げる事業を実施する本事業の事業実施者は、次の各号のいずれかを満たすもののほか、第2項から第6項については、全てを満たすものとする。
  - (1) 別表1第1の①の事業を実施する者は、地域コンソーシアム（1の都道府県を区域として設置され、食品製造業者、食品加工業者、食品卸売業者、食品仲卸業者、食品小売業者、中食事業者又は外食事業者（以下「食品等事業者」という。）、農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体、金融機関、大学、試験研究機関、商工会・商工会議所等の商工系団体、農業・産業振興公社、物流業者、機械製造業者、情報通信機械製造業者、情報サービス業者、都道府県等の多様な関係者により構成されるコンソーシアムであって、環境負荷低減や国産原材料の活用等の付加価値向上に向けた取組を行うものをいう。以下「地域コンソーシアム」という。）の代表者（代表者は都道府県以外の事業者等とする。）であること。なお、地域コンソーシアムは、都道府県を構成員として事業に参画することを必須とする。
  - (2) 別表1第1の②及び③の事業を実施する者は、地域コンソーシアムの構成員である食品等事業者とし、事業ごとの別記に掲げる要件を全て満たすこととする。また、前項の事業を実施する者とは別の者であること。
2. 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有する者であること。
3. 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する者であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない者にあつては、これに準ずるもの）を備えているものであること。
4. 本事業により得られた成果（以下「事業成果」という。）について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。
5. 日本国内に所在し、本事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を負うことができる者であること。
6. 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事その他の経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと。

### 第3条 補助対象経費及び補助金の額

1. 株式会社船井総合研究所は、事業実施者に対して、本事業の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として株式会社船井総合研究所が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。その経理に当たっては、実施要領の別表2に定める費目ごとに整理するとともに、他の事業費と区別して経理を行うこととする。ただし、別紙暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。
2. 補助金額の上限は、別表1第1の①については6,000千円以内、別表1第1の②及び③の合計額については4,000千円以内（ただし、別表1第1の②の事業のみに取り組む場合は2,000千円以内）とし、この範囲内で事業の実施に必要なとなる経費（別表1第1の①及び③については定額、別表1第1の②については1/2以内）を助成する。なお、補助金額については、補助対象経費等の精査により減額することがあるほか、補助事業で収益を得る場合には、当該収益分に相当する金額の返還が必要となるときがあるので留意する（第17条第2項を参照）。

### 第4条 交付の条件

株式会社船井総合研究所は、補助金の交付を決定する場合において、事業実施者に対し、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

1. 事業実施者は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって本事業を行うべきこと。
2. 事業実施者は、本事業の実施に関し契約をする場合において、基本的には競争入札によるべきこと。ただし、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。なお契約しようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、様式第14による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。
3. 事業実施者は、株式会社船井総合研究所が本事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る本事業の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、株式会社船井総合研究所の指示に従うべきこと。
4. 事業実施者は、株式会社船井総合研究所が本事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずべきこと。
5. 事業実施者は、本事業年度の終了後3年間実施する事後評価、追跡調査・評価（以下「評価・調査等」という。）に協力すること。ただし、株式会社船井総合研究所が必要であると認めるときは、事後評価を本事業完了前に行うこととする（なお、本事業年度の終了後の状況によっては、補助対象事業者の合意を得た上で、評価・調査等の期間を延長することがある。）。

### 第5条 採択基準

1. 株式会社船井総合研究所は、別表1第1の①の事業の事業実施者を公募により選定するものとし、選定に当たっては、外部有識者、農林水産省職員等で構成する公募選考委員会を設置し、第2条の要件に合致するか、別表2に掲げる評価基準に基づき、事業計画が適切であるかについて審査を行うものとする。

2. 株式会社船井総合研究所は、別表1第1の②及び③の事業の採択にあたっては別表1第1の①の事業の事業実施者が提出する様式第16による新商品開発・販路開拓事業又は地域型協調領域実証事業との関連証明書にて地域コンソーシアムにおいて創出された取組である旨を確認することとする。

## 第6条 交付申請

1. 株式会社船井総合研究所は、第5条第1項による審査の結果選定された補助金の交付を申請しようとする者（以下「別表1第1の①の申請者」という。）に対し、様式第1による補助金交付申請書に、公募要領に定める様式により作成した事業実施計画書を添付して、株式会社船井総合研究所が指示する期日までに提出させるものとする。ただし、事業実施計画書については公募において提出された事業計画からの変更がない場合は省略できるものとする。
2. 株式会社船井総合研究所は、第5条第2項により確認された補助金の交付を申請しようとする者（以下「別表1第1の②及び③の申請者」という。）に対し、様式第1による補助金交付申請書に、様式第15により作成した事業実施計画書及び別表1第1の①の申請者が作成する様式第16による新商品開発・販路開拓事業又は地域型協調領域実証事業との関連証明書を添付して、株式会社船井総合研究所が指示する期日までに提出させるものとする。
3. 株式会社船井総合研究所は、別表1第1の①の申請者及び別表1第1の②及び③の申請者が前項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法、（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額（以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請させるものとする。申請時に消費税仕入れ控除税額が明らかでないものについてはこの限りでない。また、以下に掲げる実施事業者にあつては、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとする。
  - ① 消費税法における納税義務者とならない事業者
  - ② 免税事業者である事業者
  - ③ 簡易課税事業者である事業者
  - ④ 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する事業者

## 第7条 交付決定

1. 株式会社船井総合研究所は、別表1第1の①の申請者及び別表1第1の②及び③の申請者から提出された事業実施計画の内容が公募の際に提出された課題提案書の内容と整合がとられていること等の確認及び必要に応じて行う現地調査等により、適切と判断され補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに補助金の交付の決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書により別表1第1の①の申請者及び別表1第1の②及び③の申請者に通知するものとする。この場合において、株式会社船井総合研究所は、補助金の適正な交付を行うために必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて通知を行うものとする。
2. 株式会社船井総合研究所は、前項の通知に際して必要な条件を付することができるものとする。
3. 株式会社船井総合研究所は、交付が決定した事業実施者の事業実施計画書及び補助金交付決

定通知書の提出を以て、農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）に報告するものとする。

4. 本事業の実施期間は、補助金の交付決定の日から令和8年2月16日（月）までとする。

#### 第8条 事業の着手

1. 事業実施者は、交付決定に基づき事業に着手するものとするが、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、交付決定の前に着手する場合にあっては、あらかじめ株式会社船井総合研究所の適正な指導を受けた上で、様式第12による交付決定前着手届を株式会社船井総合研究所に提出するものとする。
2. 事業実施者は、前項により交付決定の前に事業に着手する場合については、事業の内容及び補助金の交付が確実となつてから、着手するものとする。また、この場合において、交付決定までのあらゆる損失は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。なお、事業実施者は、交付決定の前に着手した場合には、様式第1の補助金交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号等を記載するものとする。

#### 第9条 申請の取下げ

事業実施者は、第7条第1項の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、当該申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して10日以内に様式第3による交付申請取下げ届出書を株式会社船井総合研究所に提出しなければならない。なお、事業推進にあたり様々な障害や不測の事態により事業期間の途中で継続が困難と判断された場合は、株式会社船井総合研究所と相談のうえ、交付申請取下げ届出書を株式会社船井総合研究所に提出するものとする。

#### 第10条 事業実施計画の変更、中止又は廃止

1. 事業実施者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ様式第4による本事業計画変更承認申請書を株式会社船井総合研究所に提出し、その承認を受けなければならない。
  - (1) 本事業の成果目標の変更、事業内容の追加。
  - (2) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
2. 株式会社船井総合研究所は、前項に基づく計画変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該事業実施者に通知するものとする。
3. 株式会社船井総合研究所は前項の承認をする場合は、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。
4. 事業実施者は、本事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は本事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第5による遅延報告書を株式会社船井総合研究所に提出しなければならない。

#### 第11条 実績報告及び事業実施状況の報告

1. 事業実施者は、事業の実施状況が不明瞭な状態が続いた場合や進行状況の滞りが顕著にみられた場合など、株式会社船井総合研究所が事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、その指示した期間に係る補助事業の実施状況を様式第6による実施状況報告書により、株式会社船井総合研究所が指示する期日までに株式会社船井総合研究所に提出しなければ

ばならない。なお、株式会社船井総合研究所がそれらに関する説明・報告を求める場合、対応しなければならない。

2. 事業実施者は、補助事業が完了したとき（第 10 条第 1 項第 2 号の規定に基づく補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。）は、様式第 7 による実績報告書を令和 8 年 2 月 27 日（金）までに、株式会社船井総合研究所に提出しなければならない。
3. 事業実施者は、第 2 項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
4. 事業実施者は、第 2 項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ株式会社船井総合研究所の承認を受けなければならない。

## 第 12 条 補助金の額の確定

1. 株式会社船井総合研究所は、第 11 条第 2 項の規定による報告を受けた場合には、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、第 7 条第 1 項による補助金交付決定の内容及びこれに付した条件との整合性を確認し、補助金の支出が適当であると判断される場合には、補助金の額を確定し、事業実施者に通知するとともに、速やかに補助金の支払いを行うものとする。
2. 事業実施者は、第 1 項の規定による額の確定通知を受けた後において、本事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったことにより事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、株式会社船井総合研究所に対し、当該経費を減額して作成した実績報告書を提出するものとし、株式会社船井総合研究所は、第 1 項に準じて改めて額の確定を行うものとする。なお、第 4 項及び第 7 項の規定は、この場合に準用する。
3. 株式会社船井総合研究所は、第 7 条第 1 項の規定による交付の決定を行うに当たっては、第 6 条第 3 項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。
4. 株式会社船井総合研究所は、第 1 項の規定による額の確定に伴い、既に交付を受けている補助金のうち当該確定額を超える部分について、補助金の返還を請求するものとする。補助金の返還を請求するときは、次に掲げる事項を、速やかに事業実施者に通知するものとする。
  - (1) 返還すべき補助金の額
  - (2) 延滞金に関する事項
  - (3) 納期日
5. 株式会社船井総合研究所は、事業実施者が第 4 項の規定による請求を受け、当該補助金を返還するときは、様式第 8 による返還報告書を提出させるものとする。
6. 事業実施者は、実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第 11 による消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を速やかに株式会社船井総合研究所に提出しなければならない。株式会社船井総合研究所はこれに基づき、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求するものとする。
7. 株式会社船井総合研究所は、事業実施者が、返還すべき補助金を第 4 項第 3 号に規定する納期日までに納付しなかったとき、若しくは前項の返還を請求する場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

### 第 13 条 補助金の支払の手続き

1. 株式会社船井総合研究所は、第 12 条第 1 項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、補助金の一部について概算払いをすることができる。
2. 事業実施者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第 9 による精算（概算）払請求書を株式会社船井総合研究所に提出しなければならない。

### 第 14 条 交付決定の取消しの手続き

1. 株式会社船井総合研究所は、第 9 条の規定若しくは第 10 条第 1 項第 2 号の規定による申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、第 7 条第 1 項の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
  - (1) 事業実施者が法令、要綱若しくは本規程又は本規程に基づく株式会社船井総合研究所の処分若しくは指示に違反した場合。
  - (2) 事業実施者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合。
  - (3) 事業実施者が、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を補助事業以外の用途に使用した場合。
  - (4) 事業実施者が、本事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為をした場合。
  - (5) 交付の決定後生じた事情の変更により、本事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
  - (6) 事業実施者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合。
2. 前項の規定は、第 12 条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
3. 株式会社船井総合研究所は、第 1 項に基づく取消し又は変更をしたときは、速やかに事業実施者に通知するものとする。
4. 株式会社船井総合研究所は、第 1 項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。
5. 株式会社船井総合研究所は、前項の返還を請求する場合は、第 1 項第 4 号に規定する場合を除き、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を併せて当該事業実施者から徴収するものとする。
6. 第 4 項に基づく補助金の返還については、第 12 条第 4 項から同条第 6 項の規定を準用する。この場合において、第 12 条第 5 項中「様式第 8」とあるのは、「様式第 10」と読み替えるものとする。

### 第 15 条 補助金の経理及び株式会社船井総合研究所による調査

1. 事業実施者は、本事業の経理について本事業以外の経理と明確に区分した上、帳簿及びすべての証拠書類を整備し、常にその収支状況を明らかにしておかなければならない。
2. 事業実施者は、前項の帳簿及び証拠書類を本事業の完了した日又は本事業の廃止の承認があった日の属する年度の終了後 5 年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。
3. 事業実施者は、株式会社船井総合研究所が必要と判断した場合は第 4 条第 4 項に基づき調

査に応じなければならない。

#### 第16条 個人情報保護等に係る取り扱い

1. 事業実施者は、本事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、本事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。
2. 事業実施者は、本事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。事業実施者体又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も事業実施者による違反行為とみなす。
3. 本条の規定は本事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

#### 第17条 収益納付

1. 事業実施者は、本事業の収益の状況について、様式第13により、年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を、本事業の目標年度までの間、当該報告に係る年度の翌年度の4月末日までに株式会社船井総合研究所に報告しなければならない。なお、株式会社船井総合研究所は、特に必要と認める場合にあっては、当該報告を求める期間を延長することができるものとする。
2. 株式会社船井総合研究所は、事業実施者が相当の利益を得た場合は、その全部又は一部の金額について、事業実施者に納付を命じることができるものとする。
3. 収益の納付を求める期間は、本事業の目標年度までの間とする。ただし、納付を命じることができる額の合計額は、それぞれの事業の実施に要した経費として確定した補助金の額を限度とし、株式会社船井総合研究所は、特に必要と認める場合には収益の納付を求める期間を延長することができるものとする。

#### 第18条 暴力団排除に関する誓約

事業実施者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならない。交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

#### 第19条 その他

この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、株式会社船井総合研究所が別にこれを定める。

別表 1

第1 事業内容	第2 補助対象経費	第3 補助率
<p>①地域コンソーシアムの運営</p> <p>地域の食品企業と農林漁業者等の関係者が連携・協調する地域コンソーシアムを構築し、付加価値向上に向けた新たな食品ビジネス創出のために行う、以下の(ア)～(キ)に掲げる取組。</p> <p>(ア) 地域コンソーシアムの設置・運営 補助事業の運営を行う事務局として、地域コンソーシアムを設置し、運営する。また、食品等事業者を中心とした多様な関係者の地域コンソーシアムへの参画を促す取組を行う。</p> <p>(イ) 情報発信 地域コンソーシアムの取組について情報発信を行い、その取組の進展に資するよう、事業者等の地域コンソーシアムへの参画を促すため、ホームページの構築・運営を行う。</p> <p>(ウ) 研修会の開催 コーディネーター及び専門家による、持続的な食料システム確立に向けた連携・協調の意義や地域コンソーシアムの参画者を対象とした食品ビジネスの創出等の意識醸成等に資する講義を年に1回程度開催する。</p> <p>(エ) 課題検討会の開催 食品ビジネスの創出等を検討するため、課題別に検討会を開催する。開催に当たっては、検討するテーマを設定して、テーマごとに課題検討会を組成し、年に2回程度開催する。</p> <p>(オ) 地域戦略マッチングの実施 (エ)の課題検討会での検討結果を基にした新たな食品ビジネス及び地域型協調領域実証(以下「新たな食品ビジネス等」という。)の戦略構想を検討する会議及び食品ビジネスの創出等を担う事業者と関係者のマッチングを年2回程度実施する。 実施に当たっては、原則としてコーディネーター及び専門家の派遣を受けて、指導・助言を得るものとする。</p> <p>(カ) 専門家による相談・助言等の支援 新たな食品ビジネスの発展・拡大に向</p>	<p>①地域コンソーシアムの運営費</p> <p>(ア) 地域コンソーシアム設置・活動費 (会場借料、資料印刷費、通信費、消耗品費、事務局旅費、通信機器類等リース料、管理運営費(人件費)等)</p> <p>(イ) 情報発信費(ホームページ作成・運営費等)</p> <p>(ウ) 研修会の開催経費(会場借料、資料印刷費、通信費、消耗品費、講師謝金、講師旅費、事務局旅費、管理運営費(人件費)等)</p> <p>(エ) 課題検討会の開催経費(会場借料、資料印刷費、通信費、消耗品費、専門家謝金、専門家旅費、事務局旅費、管理運営費(人件費)等)</p> <p>(オ) 地域戦略マッチングの運営経費 (会場借料、資料印刷費、通信費、消耗品費、専門家謝金、専門家旅費、事務局旅費、管理運営費(人件費)等)</p> <p>(カ) 専門家による相談・助言等の支援に係る経費(会場借料、資料印刷費、</p>	<p>定額</p>

<p>けて、支援機関等の専門家による相談体制を整備し、食品ビジネスの創出等に取り組む食品等事業者に対する相談会を年に1回開催する。</p> <p>(キ) プロジェクト等支援      全国プラットフォームと連携し、次に掲げる事業に対する支援を実施する。      a 事業実施者が行う新たな食品ビジネス等の事業計画の策定及び実施に係る支援      b 事業実施者が行う地域型協調領域実証の事業計画の策定及び実施に係る支援      c 新たな食品ビジネス等におけるクラウドファンディングのプロジェクトページ作成等の支援</p> <p>注1) (ウ)は8月中までを目途に開始が見込まれるものとする。</p>	<p>通信費、消耗品費、専門家謝金、専門家旅費、事務局旅費、管理運営費（人件費）等)</p> <p>(キ) プロジェクト等支援経費（専門家謝金、専門家旅費、通信費、消耗品費、事務局旅費、管理運営費（人件費）等)</p>	
<p>②新商品等開発・販路開拓</p> <p>地域コンソーシアムにおいて創出された新商品等について、食品等事業者が農林漁業者等と連携し、試作品の製造・販路開拓に向けた取組等を行う。本取組については、9月を目途に開始が見込まれるものとする。</p> <p>地域コンソーシアムにおいて組成された、新商品、新メニュー等（以下「新商品等」という。）の開発に必要な試作品及びパッケージデザインの開発、安全性を確保するための成分分析等を行う。なお、本取組は新商品等を消費者ニーズに合わせたより良いものに開発する観点から、3回を限度として行うことができるものとする。</p> <p>また、開発された試作品の試食会及び試験販売を行い、消費者等の評価の集積を行うとともに、新商品等の販路を開拓するための展示会や商談会等への出展を行う。</p>	<p>②新商品等開発・販路開拓費</p> <p>(ア) 新商品等企画・実証・開発費（マーケティング費、試作品及びパッケージデザインの開発のための開発員手当、試作品材料・資材購入費、成分分析検査費、試作品の製造・新サービス実証に関する機器のレンタル・リース料等)</p> <p>(イ) 消費者評価会実施費（会場借料、資料印刷費、アンケート調査票印刷費、集計整理賃金等)</p> <p>(ウ) 販売促進展開費（出展料、出展旅費（1回の出展あたり2人までとし、2回分の出展費用を限度とする。）、商品紹介資料印刷費、展示品輸送費、インターネットを活用した試験販売費、消耗品費等)</p>	<p>1/2 以内</p>
<p>③地域型協調領域実証</p> <p>地域の持続的な食料システムの確立に当たって地域コンソーシアムの食品</p>	<p>③協調領域実証経費</p> <p>協調領域実証の実施に係る経費      実証・研究員手当、調査員手当、謝</p>	<p>定額</p>

<p>等事業者とその他の関係者が協調して取り組むべき課題に対して、その解決に資する環境負荷低減又は資源の有効活用、流通の合理化、技術開発等の共同実証・研究を行う。</p>	<p>金、原材料費、資材費、協調領域実証に関する機器のレンタル・リース料、検査・分析費、通信費、消耗品費等その他地域コンソーシアム関係者間で連携した共同実証・研究に要する経費</p>	
---	---	--

別表2  
評価基準

	評価項目及び配点基準	ポイント
【有効性】	(1) 地域の持続的な食料システム確立に向けた課題を的確に捉え、その課題を踏まえた事業目的となっているか。	
	ア 課題の捉え方が的確であり、目的が課題に適切に対応している。	5
	イ 課題を捉え、目的が概ね課題に対応している。	3
	ウ 課題を捉えているものの、目的と乖離が見られる。	1
	エ 現状の把握、課題の把握が行われていない。	不選定
	(2) 事業の目的が「新たな食品ビジネス等を継続的に創出する仕組みの構築」に資する取組となっており、目的に対応した事業計画となっているか。	
	ア 事業の目的が「新たな食品ビジネス等を継続的に創出する仕組みの構築」に十分に資するものとなっており、目的に対応した具体的な事業計画となっている。	5
	イ 事業の目的が「新たな食品ビジネス等を継続的に創出する仕組みの構築」に資するものとなっており、おり、目的に対応した事業計画になっている。	3
	ウ 事業の目的が「新たな食品ビジネス等を継続的に創出する仕組みの構築」に資するものとなっているが、目的と事業計画に乖離が見られる。	1
	エ 事業の目的が「新たな食品ビジネス等を継続的に創出する仕組みの構築」に資するものとなっておらず、事業計画も不明確。	不選定
【実現性】	(3) 新たな食品ビジネス等の創出に資する地域コンソーシアムの形成を期待することができるか。	
	ア 地域コンソーシアムの形成方針が事業目的に対応しており、新たな食品ビジネス等の創出に向けた食品等事業者を中心とした地域内の多様な関係者の参画が十分である。	5
	イ 地域コンソーシアムの形成方針が明確であり、食品等事業者を中心とした地域内の多様な関係者の参画が十分見込まれる。	3
	ウ 地域コンソーシアムの形成方針があり、食品等事業者を中心とした地域内の多様な関係者の参画が見込まれる。	1
	エ 地域コンソーシアムの形成方針が不明確であり、食品等事業者を中心とした地域内の多様な関係者の参画が不十分となることが見込まれる。	不選定
【実現性】	(4) 新たな食品ビジネス等の発展・拡大に向けて、支援機関が地域コンソーシアムに参画しているか。	
	ア 地域コンソーシアムにおいて、必要な支援機関との連携体制が構築されており、新しい食品ビジネスの発展・拡大への支援を十分に期待できる。	5
	イ 地域コンソーシアムにおいて、必要な支援機関との連携体制が構築されており、新しい食品ビジネスの発展・拡大への支援が期待できる。	3
	ウ 地域コンソーシアムに、支援機関が参画している。	1
	エ 地域コンソーシアムに、支援機関が参画していない。	不選定

【継続性】	<p>(5) 単発的な活動ではなく、事業の継続性は見られるか。</p> <p>ア 新たな食品ビジネス創出等の継続性が十分に期待できる。</p> <p>イ 新たな食品ビジネス創出等の継続性が期待できる。</p> <p>ウ 新たな食品ビジネス創出等の継続性が期待できない。</p>	<p>5</p> <p>3</p> <p>不選定</p>
【費用対効果】	<p>(6) 事業費が事業内容に見合ったものであり、その経費で達成される最大の効果を期待することができるか。</p> <p>ア 事業費が事業内容に見合ったものであり、その経費で達成される最大の効果を期待することができる。</p> <p>イ 事業費が事業内容に見合ったものであり、その経費で達成される効果を期待することができる。</p> <p>ウ 事業費が過大である。</p>	<p>5</p> <p>3</p> <p>不選定</p>
【独創性・先進性】	<p>(7) 新たな食品ビジネス等が地域におけるビジネスモデルとなり得る取組として検討されているか。</p> <p>① ビジネスモデルの要素（誰に、どのような価値を、どのように提供し、なぜ利益に繋がるのか）を備えているか。</p> <p>ア 全ての要素を備えている。</p> <p>イ 一定程度の要素を備えている。</p> <p>ウ 要素が確認できない。</p>	<p>5</p> <p>3</p> <p>不選定</p>
	<p>② 事業者の経営資源の組合せによるイノベーションの創発が期待できるか。</p> <p>ア イノベーションの創発が十分に期待できる。</p> <p>イ イノベーションの創発が期待できる。</p> <p>ウ イノベーションの創発が期待できない。</p>	<p>5</p> <p>3</p> <p>不選定</p>
	<p>③ 消費者ニーズを食料の生産から加工、流通を経て消費に至る食料システムの各段階（以下「食料システムの各段階」という。）で共有し、商品やその原材料である農林水産物の品質向上等につなげる仕組みの構築が期待できるか。</p> <p>ア 消費者ニーズを食料システムの各段階で共有し、商品やその原材料である農林水産物の品質向上等につなげる仕組みの構築が十分に期待できる。</p> <p>イ 消費者ニーズを食料システムの各段階で共有し、商品やその原材料である農林水産物の品質向上等につなげる仕組みの構築が期待できる。</p> <p>ウ 消費者ニーズを食料システムの各段階で共有し、商品やその原材料である農林水産物の品質向上等につなげる仕組みの構築が期待できない。</p>	<p>5</p> <p>3</p> <p>不選定</p>
	<p>④ 農林水産業と食品産業の連携強化に資する取組であるか。</p> <p>ア 地域コンソーシアムに、新商品等の原材料となる農林水産物について、実需者に安定的に供給可能な農林漁業者等が参画しており、農林水産業と食品産業の連携強化が十分に期待できる。</p> <p>イ 地域コンソーシアムに、新商品等の原材料となる農林水産物について、実需者に安定的に供給可能な農林漁業者等が参画しており、農林水産業と食品産業の連携強化が期待できる。</p> <p>ウ 地域コンソーシアムに、新商品等の原材料となる農林水産物について、実需者に安定的に供給可能な農林漁業者等が参画している。</p> <p>エ 地域コンソーシアムに、新商品等の原材料となる農林水産物について、実需者に安定的に供給可能な農林漁業者等が参画していない。</p>	<p>5</p> <p>3</p> <p>1</p> <p>不選定</p>

【 関 連 性 】	<p>(8) 他の施策と連携している取組であるか。  「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト(<a href="https://www.biz-partnership.jp/index.html">https://www.biz-partnership.jp/index.html</a>)において宣言を公表している事業者(令和5年1月末時点)が補助事業に取り組む計画であるか。</p>	1
-----------------------	---	---

**事業実施者の要件**  
(新商品等開発・販路開拓事業)

**1 共通要件**

- (1) 地域の食品等事業者と農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体の参画を必須として、食料システムの各段階のそれぞれ異なる1者以上を含む計3者以上が連携して取り組むこと。また、事業の実施に当たり、成果目標の達成に向けた役割分担を定めた規約その他の文書を作成すること。
- (2) 新しい考え方や技術を取り入れ、イノベーションを創発させるために、地域コンソーシアムの参画者である大学等の高等教育機関及び公設試験研究機関等が有する研究成果、技術、各種アドバイザーの知見等の導入に取り組むこと。
- (3) 消費者ニーズを食料システムの各段階で共有し、商品やその原材料である農林水産物の品質向上等につなげる仕組みの構築に取り組むこと。
- (4) 事業期間を3年とする事業実施計画を作成すること。また、当該補助金の交付申請書の提出より前に、様式第15号による事業実施計画書を株式会社船井総合研究所に提出すること。
- (5) 交付等要綱第23の規定による収益納付及び本実施規程第11条の規定による事業実施状況報告を確実に実施すること。
- (6) 補助事業の一部を第三者に委託する場合は、株式会社船井総合研究所にあらかじめ届け出た上で、委託する内容に関する契約を締結すること。なお、委託する場合の契約には、精算条項を付すものとし、事業実施者が委託して行わせることのできる範囲は事業費の2分の1までとする。

**2 メニューごとの要件**

- (1) 新商品等の開発にあつては、次のアからウまでを満たすものであること。
  - ア 地域内の農林水産物を活用し、かつ、消費者の需要に即したものであつて、商品等に新規性を有し、主要原材料の仕入先の確保、製造過程における技術的な課題の解決策、販売価格の設定、事業の実施体制等について事前に十分な調査・検討が行われているものであること。
  - イ 食品安全に係る対策が適切に講じられているものであること。
  - ウ 開発した新商品等にあつては、「FCP展示会・商談会シート」を作成すること。
- (2) 販路開拓に向けて行われる試験販売にあつては、次のア及びイを満たすものであること。

なお、試験販売の実施により収入が発生した場合には、当該収入のうち利益分を本事業に係る経費から差し引いて補助金の額を確定させるものであること。

  - ア 展示会等のブース又は事業実施者が所有し、若しくは自ら借り上げた販売スペースにおいて、限定された期間で不特定多数の者に対して必要最小限の数量を試験的に販売するものであること。
  - イ 商品の仕様、顧客の評価等の測定・分析を行い、試作品を改良して本格的な生産・販売活動につなげるためのものであること。
- (3) 販路開拓の実施として行われる商談会等への出展にあつては、「FCP展示会・商談会シート」又は「他の展示会・商談シート」を作成すること。

**3 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除**

本事業において、補助対象経費の中に事業実施者の自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合、補助事業の実績額の中に事業実施者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選

定方法いかにかわらず、補助金の交付の目的上ふさわしくないため、以下のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

(1) 利益等排除の対象となる調達先

事業実施者が以下のアからウまでのいずれかの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。）は、利益等排除の対象とする。

ア 事業実施者自身

イ 100%同一の資本に属するグループ企業

ウ 事業実施者の関係会社（事業実施者との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条の親会社、子会社及び関連会社並びに事業実施者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、上記イを除く。以下同じ。）

(2) 利益等排除の方法

ア 事業実施者の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって補助対象額とする。

イ 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合には、取引価格をもって補助金対象額とする。これによりがたい場合には、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

ウ 事業実施者の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助金対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

（注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとする。また、その根拠となる資料を提出するものとする。

**事業実施者の要件**  
(地域型協調領域実証事業)

**1 要件**

- (1) 食品等事業者を必須として、関係者が連携して地域の持続的な食料システム確立に向けた実証事業に取り組むこと。また、事業の実施に当たり、成果目標の達成に向けた役割分担を定めた規約その他の文書を作成すること。
- (2) 新しい考え方や技術を取り入れ、イノベーションを創発させるために、地域コンソーシアムの参画者である大学等の高等教育機関及び公設試験研究機関等が有する研究成果、技術、各種アドバイザーの知見等の導入に取り組むこと。
- (3) 事業期間を3年とする事業実施計画を作成すること。また、当該補助金の交付申請書の提出より前に、様式第15号による事業実施計画書を株式会社船井総合研究所に提出すること。
- (4) 本実施規程第11条の規定による事業実施状況報告を確実に実施すること。
- (5) 補助事業の一部を第三者に委託する場合は、株式会社船井総合研究所にあらかじめ届け出た上で、委託する内容に関する契約を締結すること。なお、委託する場合の契約には、精算条項を付すものとし、事業実施者が委託して行わせることのできる範囲は事業費の2分の1までとする。

**2 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除**

本事業において、補助対象経費の中に事業実施者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、補助事業の実績額の中に事業実施者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、補助金の交付の目的上ふさわしくないため、以下のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

(1) 利益等排除の対象となる調達先

事業実施者が以下のアからウまでのいずれかの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。）は、利益等排除の対象とする。

ア 事業実施者自身

イ 100%同一の資本に属するグループ企業

ウ 事業実施者の関係会社（事業実施者との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条の親会社、子会社及び関連会社並びに事業実施者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、上記イを除く。以下同じ。）

(2) 利益等排除の方法

ア 事業実施者の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって補助対象額とする。

イ 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合には、取引価格をもって補助金対象額とする。これによりがたい場合には、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

ウ 事業実施者の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助金対象額とする。これによりがたい場合は、調達

先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

（注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとする。また、その根拠となる資料を提出するものとする。

(別紙)

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

### 記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

様式第 1

番 号  
年 月 日

株式会社船井総合研究所  
代表取締役社長 殿

事業実施者 住所  
法人又は団体にあつては名称  
代表者名

令和 6 年度地域の食品産業ビジネス創出プロジェクト支援事業

## 補助金交付申請書

令和 6 年度地域の食品産業ビジネス創出プロジェクト支援事業実施規程第 6 条第 1 項及び第 2 項に基づき、下記の通り申請します。

また、当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、農林水産省または株式会社船井総合研究所が必要と認め、補助事業の実施状況について説明・報告を求める場合、適切に対応いたします。

### 記

1. 本事業の目的及び内容

2. 本事業の実施計画

3. 補助金交付申請額 円

4. 本事業の体制図

5. 本事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額（別紙 1）

6. 本事業の開始及び完了予定日

- (1) 開始年月日
- (2) 完了予定年月日

7. 下記連絡先について

区分	氏名	職名	所属	住所	e メールアドレス	電話番号
事業責任者				〒		
連絡担当者				〒		
経理担当者				〒		

(注)

この申請書には、別途株式会社船井総合研究所が令和6年度地域の食品産業ビジネス創出プロジェクト支援事業実施規程第6条第1項及び第2項に指示する書面を添付すること。

(別紙1)

本事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

(単位：円)

補助対象経費の 区分	本事業に 要する経費	補助対象経費 の額	補助率	補助金の交付申請額
			別表1 第3欄参照	
合計				

(単位：円)

様式第2

番 号  
年 月 日

法人又は団体にあつては名称  
及び代表者 あり

株式会社船井総合研究所

令和6年度地域の食品産業ビジネス創出プロジェクト支援事業

### 補助金交付決定通知書

年 月 日付(番号)をもって申請があつた令和6年度地域の食品産業ビジネス創出プロジェクト支援事業補助金交付申請書(以下、補助金交付申請書)について、令和6年度地域の食品産業ビジネス創出プロジェクト支援事業実施規程第7条第1項の規定に基づき、下記のとおりに交付することに決定したので通知します。

#### 記

1. 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付(番号)をもって申請があつた補助金交付申請書記載のとおりとする。
2. 本事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は次のとおりとする。
  - (1) 補助事業に要する経費 金〇〇,〇〇〇,〇〇〇円
  - (2) 補助対象経費 金〇〇,〇〇〇,〇〇〇円
  - (3) 補助金の額 金〇〇,〇〇〇,〇〇〇円

ただし、本事業の内容が変更された場合における本事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別の通知するところによるものとする。また、株式会社船井総合研究所が特に必要と認め、補助事業の実施状況について説明・報告を求める場合は、適切に対応しなければならない。

(別紙)

(単位：円)

補助対象経費の区分	本事業に 要する経費	補助対象経費の額	補助率	補助金の交付申請額
			別表1第 3欄参照	
合計				

補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と配分された経費ごとに対応する補助金の額とのいずれか低い額の合計額とする。

様式第3

番 号  
年 月 日

株式会社船井総合研究所  
代表取締役社長 殿

事業実施者 住所  
法人又は団体にあつては名称  
代表者名

令和6年度地域の食品産業ビジネス創出プロジェクト支援事業

### 補助金交付申請取下げ届出書

年 月 日付（番号）をもって交付決定のあった上記補助金に係る交付申請は、下記のとおり取り下げることにしたので、令和6年度地域の食品産業ビジネス創出プロジェクト支援事業実施規程第9条の規定に基づき、届け出ます。

#### 記

1. 補助金交付申請の取下げ理由
  
2. 取り下げられた補助金交付申請に係る補助対象経費及び補助金の額
  - (1) 補助対象経費
  
  - (2) 補助金の額

様式第 4

番 号  
年 月 日

株式会社船井総合研究所  
代表取締役社長 殿

事業実施者 住所  
法人又は団体にあつては名称  
代表者名

令和 6 年度地域の食品産業ビジネス創出プロジェクト支援事業

### 計画変更承認申請書

年 月 日付（番号）をもって交付決定のあつた上記補助金に係る本事業計画を下記のとおり変更したいので、令和 6 年度地域の食品産業ビジネス創出プロジェクト支援事業実施規程第 10 条第 1 項の規定に基づき、承認を申請します。

#### 記

1. 計画変更の内容
2. 計画変更を必要とする理由
3. 計画変更が本事業に及ぼす影響
4. 計画変更後の経費の配分（別紙）
5. 同上の算出基礎

（注）中止又は廃止にあつては、その後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。

(別紙)

計画変更後の経費の配分

(単位：円)

区分	本事業に要する経費			補助対象経費			補助率	補助金充当額		
	当初額	変更後額	変更額	当初額	変更後額	変更額		当初額	変更後額	変更額
合計										

様式第5

番 号  
年 月 日

株式会社船井総合研究所  
代表取締役社長 殿

事業実施者 住所  
法人又は団体にあつては名称  
代表者名

令和6年度地域の食品産業ビジネス創出プロジェクト支援事業

## 遅延報告書

年 月 日付（番号）をもって交付決定のあった上記補助金に係る本事業の遅延について、令和6年度地域の食品産業ビジネス創出プロジェクト支援事業実施規程第10条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

### 記

1. 遅延の原因及び内容
2. 遅延により遂行が滞る金額 金 円
3. 遅延に対して採った措置
4. 遅延が本事業に及ぼす影響
5. 本事業の遂行及び完了予定日

様式第 6

番 号  
年 月 日

株式会社船井総合研究所  
代表取締役社長 殿

事業実施者 住所  
法人又は団体にあつては名称  
代表者名

令和 6 年度地域の食品産業ビジネス創出プロジェクト支援事業

## 実施状況報告書

年 月 日付（番号）をもって交付決定のあつた上記補助金に係る本事業の実施状況について、令和 6 年度地域の食品産業ビジネス創出プロジェクト支援事業実施規程第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

### 記

1. 補助事業の実施状況の概要
2. 補助事業に要する経費の使用状況（別紙）

(別紙)

本事業に要する経費の使用状況

(単位：円)

区分	本事業に要する経費		
	実績額 (年 月 日～年 月 日)	支出見込額 (年 月 日～年 月 日)	使用率
			%
合計			

様式第7

番 号  
年 月 日

株式会社船井総合研究所  
代表取締役社長 殿

事業実施者 住所  
法人又は団体にあつては名称  
代表者名

令和6年度地域の食品産業ビジネス創出プロジェクト支援事業

## 実績報告書

年 月 日付（番号）をもって交付決定のあつた上記補助金に係る補助事業が完了しましたので、令和6年度地域の食品産業ビジネス創出プロジェクト支援事業実施規程第11条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

### 記

#### 1. 実施した補助事業

- (1) 補助事業の内容
- (2) 補助事業の効果

#### 2. 補助事業の交付決定額及び交付決定年月日

#### 3. 補助事業の収支決算

- (1) 収入・支出の総額
- (2) 収支明細表（別紙）

(注)

- 1. 別添資料として補助事業結果報告書（書式自由）を添付すること。
- 2. 消費税及び地方消費税は対象となりません。

(別紙)

## 収支明細表

### (1) 収入

(単位：円)

補助対象経費の区分	本事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金の額
合計				

※補助率は%で小数点第1位まで記載

### (2) 支出

#### (イ) 統括

区分	本事業に要する経費		補助対象経費		補助金充当額	
	計画額	実績額	計画額	実績額	交付決定額	実績額
合計						

(ロ) 経費の内訳 (各経費の配分ごとの実績の内訳を記載)

(注) 消費税及び地方消費税は原則対象になりません。

株式会社船井総合研究所  
代表取締役社長 殿

事業実施者 住所  
法人又は団体にあつては名称  
代表者名

令和6年度地域の食品産業ビジネス創出プロジェクト支援事業  
返還報告書（確定に係るもの）

年 月 日付（番号）をもって交付決定のあった上記補助金に係る額の確定を受けたことに伴い、既に交付を受けている補助金のうち当該確定額を超える部分について返還するので、令和6年度地域の食品産業ビジネス創出プロジェクト支援事業実施規程第12条第5項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助金確定通知額及び年月日
3. 既に交付を受けている補助金の額
4. 返還を請求された金額及び年月日
5. 返還すべき金額及び年月日
6. 返還した金額及び年月日
  - (1) 返還金
  - (2) 延滞金
7. 延滞金の算出根拠
8. 未返還金額
  - (1) 返還金
  - (2) 延滞金

様式第9

番 号  
年 月 日

株式会社船井総合研究所  
代表取締役社長 殿

事業実施者 住所  
法人又は団体にあつては名称  
代表者名

令和6年度地域の食品産業ビジネス創出プロジェクト支援事業

### 精算（概算）払請求書

年 月 日付（番号）をもって交付決定のあつた上記補助金について、令和6年度地域の食品産業ビジネス創出プロジェクト支援事業実施規程第13条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 精算（概算）払請求金額 金 円

2. 振込先

銀行 支店 預金種別 口座番号 名義（フリガナ）

※精算払い請求の時には、（概算）を消し、精算払い請求書と、正しく記載してください。

株式会社船井総合研究所  
代表取締役社長 殿

事業実施者 住所  
法人又は団体にあつては名称  
代表者名

令和 6 年度地域の食品産業ビジネス創出プロジェクト支援事業

### 返還報告書（取消しに係るもの）

年 月 日付（番号）をもって交付決定のあった上記補助金に係る本事業について、令和 6 年度地域の食品産業ビジネス創出プロジェクト支援事業実施規程第 14 条第 6 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

#### 記

1. 既に交付を受けている補助金の額
2. 返還を請求された金額及び年月日
3. 返還した金額及び年月日
  - (1) 返還金
  - (2) 加算金
  - (3) 延滞金
4. 加算金及び延滞金の算出根拠
5. 未返還金額
  - (1) 返還金
  - (2) 加算金
  - (3) 延滞金

株式会社船井総合研究所  
代表取締役社長 殿

事業実施者 住所  
法人又は団体にあつては名称  
代表者名

令和 6 年度地域の食品産業ビジネス創出プロジェクト支援事業  
消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

年 月 日付（番号）をもって交付決定のあった上記補助金に係る本事業について、令和 6 年度地域の食品産業ビジネス創出プロジェクト支援事業実施規程第 12 条第 6 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金額（実施規程第 12 条第 6 項による額の確定額）
2. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額
3. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額
4. 補助金返還相当額（3－2）

（注）別紙として積算の内訳を添付すること

株式会社船井総合研究所

代表取締役社長 殿

事業実施者 住所  
法人又は団体にあつては名称  
代表者名

令和 6 年度地域の食品産業ビジネス創出プロジェクト支援事業

### 交付決定前着手届

年 月 日付（番号）交付申請の上記補助金に係る本事業の交付決定前着手届について、令和 6 年度地域の食品産業ビジネス創出プロジェクト支援事業実施規程第 8 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり届け出る。

#### 記

1. 交付決定を受けるまでの期間内に、天変地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施者が負担します。
2. 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、意義がないこととします。
3. 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこととします。

#### 別添

- ・取組内容
- ・事業費
- ・着手予定年月日
- ・完了予定年月日
- ・理由

（注 1）記載事項及び添付書類が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済みの資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

（注 2）添付資料が届出者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

株式会社船井総合研究所  
代表取締役社長 殿

事業実施者 住所  
法人又は団体にあつては名称  
代表者名

令和 6 年度地域の食品産業ビジネス創出プロジェクト支援事業

## 事業収益状況報告書

年 月 日付（番号）をもって交付決定のあつた上記補助金に係る本事業の令和 6 年度地域の食品産業ビジネス創出プロジェクト支援事業実施規程第 17 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

（注 1）記載事項及び添付書類が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略することとし、省略するにあつては、提出済みの資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

（注 2）添付資料が届出者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

(別添)

1. 事業の内容

2. 補助事業の実施により得られた収益の累計額

円

3. 上に要する費用の総額

円

4. 補助金の確定額〇年〇月〇日付け第〇号により確定

円

5. 前年度までの収益納付額

円

6. 本年度収益納付額

円

(積算根拠)

(注) 収益計算書等を添付すること。

契約に係る指名停止等に関する申立書

番 号  
年 月 日

(事業実施者) 殿

所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みにあたって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

(注 1) 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

(注 2) この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

(注 3) 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。  
なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

様式第 15

番 号  
年 月 日

令和 6 年度地域の食品産業ビジネス創出プロジェクト支援事業実施計画書  
(新商品開発・販路開拓)

株式会社船井総合研究所  
代表取締役社長 殿

所在地  
法人又は団体にあつては名称  
代表者氏名

令和 6 年度地域の食品産業ビジネス創出プロジェクト支援事業 (新商品開発・販路開拓) に対する  
事業実施計画書を、別添のとおり関係書類を添えて提出します。

(注) 関係書類として、「別添」及び添付書類を添付すること。

別添

1 事業の目的及び効果等

(1) 事業の目的

※地域の持続的な食料システムの確立にあたっての課題を踏まえた事業の目的を記載すること。

(2) 事業の効果

※事業の実施により、事業の目的の実現にどのような効果があるのか記載すること。

(3) 事業の実施方針

ア 事業実施年度の実施方針

※当該事業における取組（新商品等の企画・実証・開発、消費者評価会の実施、販売促進展開）及びスケジュールを記載すること。

イ 事業実施年度以降の実施方針

※事業実施年度以降の当該事業の取組を推進するための取組とスケジュールを記載すること。

2 事業実施主体等

(1) 事業実施主体及び事業を連携して実施する事業者

	名称	所在地	代表者名	業種	事業上の役割
①					
②					
③					

注1：地域コンソーシアムの参画者である地域の食品等事業者と農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体を必須として、食料システムの各段階のそれぞれ異なる1者を含む計3者以上が連携して事業に取り組むこと。

注2：事業実施主体（食品等事業者）を①に記載し、事業を連携して実施する事業者を②以降に記載すること。欄が不足する場合は適宜、番号を付して欄を設けること。

(2) 事業の実施に当たっての連携協力者

名称	所在地	代表者名	業種	事業上の役割
----	-----	------	----	--------


注：事業の実施にあたり連携協力する事業者や関係者を記載する。特に、イノベーションの創発、バリューチェーンやサプライチェーンの構築にあたり、連携協力する者があれば記載すること。

### 3 目標年度及び成果目標

#### (1) 成果目標の概要

※事業の内容に応じて設定した定量的な成果目標とその設定根拠を記載すること。

#### (2) 定量的な成果目標

定量的な成果目標	事業実施前年度 (年)	事業実施年度 (年)	第2年度 (年)
※本事業において創出するビジネス(新商品・サービス)等の売上目標を設定すること(目標は複数設定可能)。			
	第3年度 (年)	/	/
		/	/

注：事業期間(3年)の最終年度を目標年度とし、目標年度までの間の定量的な数値目標を記載すること。また、目標年度には目標年度と記載すること。

#### (3) 成果と効果の検証方法

※成果目標の達成状況を確認できる指標を記載すること。  
 ※指標の計測・確認方法を明らかにし、事業の実施前後を比較し、成果と効果を客観的に検証する方法を記載すること。

### 4 事業内容

#### (1) 事業戦略(ビジョン)の概要

#### (2) 新商品・新メニュー・新サービス等の概要

新商品等名	概要
-------	----

	※事業の内容、新商品等の内容、ターゲットとする顧客・市場、市場・顧客ニーズ、新規性・独自性・ノウハウ、市場・顧客規模と市場特性、競合状況と競争力、マーケティング、考えられるリスク等を記載する。
--	--

(3) 消費者ニーズをサプライチェーンの各段階で共有し、商品やその原材料である農林水産物の品質向上等につなげる仕組みの内容

--

(4) 新商品等開発・販路開拓の取組内容

ア 新商品等開発の実施

(ア) 試作品の製造に関する資材の購入の内訳

資材名	購入量	備考

(イ) 成分分析の実施

実施時期	分析の種類・品目	実施場所	備考

注：開発商品の衛生、安全性、成分等を検査するための分析について記載すること。

(ウ) 試作品の製造に関するリース、レンタル機器等内訳

対象機器	機種名					
	形式名					
	数量	台	単価	円	金額	円
	処理能力	トン／日				
設置場所						
用途 (具体的に)						

注1：複数の機械をリースする場合には、機械ごとにそれぞれ作成すること。

注2：対象機器の仕様書、カタログ又は見積書の写しを添付すること。

イ 販路開拓の実施

(ア) 消費者評価会の実施

実施時期	実施内容	実施場所	対象者	試供品の作成・提供数

(イ) 試験販売等の実施

実施時期	開催場所	開催内容	来場 対象者	試供品の作成・提供数

(ウ) 商談会等への出展

実施時期	開催場所	開催内容	来場 対象者	試供品の作成・提供数

(5) 売上計画の概要

新商品等名	事業実施 年度 (年)	第2年度 (年)	目標年度 (年)	目標年度/事業実 施年度
				%
計				

5 事業費積算書

(1) 経費の効率性

※最小の経費で事業を効率的に実施するための工夫を記載すること。
---------------------------------

(2) 補助事業総額 (単位：円)

補助事業に 要する経費	補助対象経費	交付申請額

※積算内訳に関しては、「様式 15 別紙積算内訳書」に事業の実施内容と積算の関係が明確になるよう具体的に記載し、提出をすること。

注1：補助事業に要する経費は、消費税仕入控除税額を減額した金額とする。ただし、消費税非課税団体が申請を行う場合には、含税額を申請額とすることができる。申請においては非課税であることが確認できる資料を添付のこと。

注2：人件費を計上する場合は、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」(平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知)に基づき、算定すること。

6 添付書類

(1) 事業実施主体のうち申請者の概要

- ア 定款又はこれに準ずる規約
- イ 役員等名簿

ウ 事業計画、収支予算書及び収支決算書等

(2) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）に基づく基本方針において示された、農林漁業に由来する環境負荷低減に向けた取組に係る別紙チェックシート

- (注) 1 記載事項及び添付書類が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他の資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 2 添付書類が申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。
- 3 添付を省略した資料のうち、株式会社船井総合研究所の求めがあった資料については、遅滞なく提出しなければならない。

<参考サイト>

みどりの食料システム法

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/houritsu.html>

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書（業種別）

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/kurokon.html>

別紙 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート

事業名：  
 組織名：  
 代表者名：  
 住所：  
 連絡先：

	申請時 (します)	1 適正な施肥	報告時 (しました)
(1)	<input type="checkbox"/>	環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討 ※農産物等の調達を行う場合のみ	<input type="checkbox"/>
	申請時 (します)	2 適正な防除	報告時 (しました)
(2)	<input type="checkbox"/>	環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討（再掲） ※農産物等の調達を行う場合のみ	<input type="checkbox"/>
	申請時 (します)	3 エネルギーの節減	報告時 (しました)
(3)	<input type="checkbox"/>	工場・倉庫・車両等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>
(4)	<input type="checkbox"/>	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	<input type="checkbox"/>
(5)	<input type="checkbox"/>	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	<input type="checkbox"/>
	申請 (します)	4 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
(6)	<input type="checkbox"/>	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める ※肥料・飼料等の製造を行う場合のみ	<input type="checkbox"/>
	申請時 (します)	5 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
(7)	<input type="checkbox"/>	食品ロスの削減に努める ※と畜場でない場合（と畜場である場合□）	<input type="checkbox"/>
(8)	<input type="checkbox"/>	資源の再利用を検討	<input type="checkbox"/>
	申請時 (します)	6 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
(9)	<input type="checkbox"/>	生物多様性に配慮した事業実施に努める ※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合	<input type="checkbox"/>
(10)	<input type="checkbox"/>	排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守 ※特定事業場である場合のみ	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	7 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
(11)	<input type="checkbox"/>	みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
(12)	<input type="checkbox"/>	関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
(13)	<input type="checkbox"/>	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	<input type="checkbox"/>
(14)	<input type="checkbox"/>	機械等の適切な整備と管理に努める ※機械等を扱う事業者等である場合のみ	<input type="checkbox"/>
(15)	<input type="checkbox"/>	正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>

(注) 1 様式第 15 による事業実施計画の提出に当たっては、該当する項目の「申請時 (します)」欄の「」にチェックすること。

2 (12) の「関係法令」とは、以下に掲げるもののうち該当するものをいう。

- ・ 農薬取締法 (昭和 23 年法律第 82 号)
- ・ 植物防疫法 (昭和 25 年法律第 151 号)
- ・ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律 (昭和 54 年法律第 49 号)
- ・ 悪臭防止法 (昭和 46 年法律第 91 号)
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号)
- ・ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 (平成 12 年法律第 116 号)
- ・ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (平成 7 年法律第 112 号)
- ・ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 (令和 3 年法律第 60 号)
- ・ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律 (平成 15 年法律第 97 号)
- ・ 水質汚濁防止法 (昭和 45 年法律第 138 号)
- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成 10 年法律第 117 号)

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました→

様式第 15

番 号  
年 月 日

令和 6 年度地域の食品産業ビジネス創出プロジェクト支援事業実施計画書  
(地域型協調領域実証)

株式会社船井総合研究所  
代表取締役社長 殿

所在地  
法人又は団体にあつては名称  
代表者氏名

令和 6 年度地域の食品産業ビジネス創出プロジェクト支援事業（地域型協調領域実証）に対する事業実施計画書を、別添のとおり関係書類を添えて提出します。

(注) 関係書類として、「別添」及び添付書類を添付すること。

別添

1 事業の目的及び効果等

(1) 事業の目的

※地域の持続的な食料システム確立に向けて解決すべき課題を踏まえた事業の目的を記載すること。

(2) 事業の効果

※事業の実施により、事業の目的の実現にどのような効果があるのか記載すること。

(3) 事業の実施方針

ア 事業実施年度の実施方針

※当該事業における取組及びスケジュールを記載すること。

イ 事業実施年度以降の実施方針

※事業実施年度以降の当該事業の取組を推進するための取組とスケジュールを記載すること。

2 事業実施主体等

(1) 事業実施主体及び事業を連携して実施する事業者

	名称	所在地	代表者名	業種	事業上の役割
①					
②					
③					

注1：事業実施主体（食品等事業者）を①に記載し、事業を連携して実施する事業者を②以降に記載すること。欄が不足する場合は適宜、番号を付して欄を設けること。

3 目標年度及び成果目標

(1) 成果目標の概要

※事業の内容に応じて設定した定量的な成果目標とその設定根拠を記載すること。

(2) 定量的な成果目標

定量的な成果目標	事業実施前年度 ( 年)	事業実施年度 ( 年)	第2年度 ( 年)
※目標年度までに地域型協調領域実証事業の直接的な成果が確認できる目標となるよう設定すること(目標は複数設定可能)。			
	第3年度 ( 年)		

注：事業期間（3年）の最終年度を目標年度とし、目標年度までの間の定量的な数値目標を記載すること。また、目標年度には目標年度と記載すること。

### (3) 成果と効果の検証方法

<p>※成果目標の達成状況を確認できる指標を記載すること。          ※指標の計測・確認方法を明らかにし、事業の実施前後を比較し、成果と効果を客観的に検証する方法を記載すること。</p>
---

## 4 事業内容

### (1) 地域型協調領域実証事業の概要

概要
<p>※事業の内容等を記載する。</p>

## 5 事業費積算書

### (1) 経費の効率性

<p>※最小の経費で事業を効率的に実施するための工夫を記載すること。</p>
--

(2) 補助事業総額 (単位：円)

補助事業に 要する経費	補助対象経費	交付申請額

※積算内訳に関しては、「様式 15 別紙積算内訳書」に事業の実施内容と積算の関係が明確になるよう具体的に記載し、提出をすること。

注1：補助事業に要する経費は、消費税仕入控除税額を減額した金額とする。ただし、消費税非課税団体が申請を行う場合には、含税額を申請額とすることができる。申請においては非課税であることが確認できる資料を添付のこと。

注2：人件費を計上する場合は、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」(平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号大臣官房経理課長通知)に基づき、算定すること。

6 添付書類

(1) 事業実施主体のうち申請者の概要

- ア 定款又はこれに準ずる規約
- イ 役員等名簿
- ウ 事業計画、収支予算書及び収支決算書等

(2) みどりの食料システム法に基づく基本方針において示された、農林漁業に由来する環境負荷低減に向けた取組に係る別紙チェックシート

- (注) 1 記載事項及び添付書類が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他の資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 2 添付書類が申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。
- 3 添付を省略した資料のうち、株式会社船井総合研究所の求めがあった資料については、遅滞なく提出しなければならない。

<参考サイト>

みどりの食料システム法

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/houritsu.html>

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書 (業種別)

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/kurokon.html>

別紙 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート

事業名：  
 組織名：  
 代表者名：  
 住所：  
 連絡先：

	申請時 (します)	1 適正な施肥	報告時 (しました)
(1)	<input type="checkbox"/>	環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討 ※農産物等の調達を行う場合のみ	<input type="checkbox"/>
	申請時 (します)	2 適正な防除	報告時 (しました)
(2)	<input type="checkbox"/>	環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討（再掲） ※農産物等の調達を行う場合のみ	<input type="checkbox"/>
	申請時 (します)	3 エネルギーの節減	報告時 (しました)
(3)	<input type="checkbox"/>	工場・倉庫・車両等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>
(4)	<input type="checkbox"/>	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	<input type="checkbox"/>
(5)	<input type="checkbox"/>	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	<input type="checkbox"/>
	申請時 (します)	4 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
(6)	<input type="checkbox"/>	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める ※肥料・飼料等の製造を行う場合のみ	<input type="checkbox"/>
	申請時 (します)	5 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
(7)	<input type="checkbox"/>	食品ロスの削減に努める ※と畜場でない場合（と畜場である場合□）	<input type="checkbox"/>
(8)	<input type="checkbox"/>	資源の再利用を検討	<input type="checkbox"/>
	申請時 (します)	6 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
(9)	<input type="checkbox"/>	生物多様性に配慮した事業実施に努める ※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合	<input type="checkbox"/>
(10)	<input type="checkbox"/>	排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守 ※特定事業場である場合のみ	<input type="checkbox"/>

	申請時 (します)	7 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
(11)	<input type="checkbox"/>	みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
(12)	<input type="checkbox"/>	関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
(13)	<input type="checkbox"/>	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	<input type="checkbox"/>
(14)	<input type="checkbox"/>	機械等の適切な整備と管理に努める ※機械等を扱う事業者等である場合のみ	<input type="checkbox"/>
(15)	<input type="checkbox"/>	正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>

(注) 1 様式第 15 による事業実施計画の提出に当たっては、該当する項目の「申請時 (します)」欄の「□」にチェックすること。

2 (12) の「関係法令」とは、以下に掲げるもののうち該当するものをいう。

- ・ 農薬取締法 (昭和 23 年法律第 82 号)
- ・ 植物防疫法 (昭和 25 年法律第 151 号)
- ・ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律 (昭和 54 年法律第 49 号)
- ・ 悪臭防止法 (昭和 46 年法律第 91 号)
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号)
- ・ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 (平成 12 年法律第 116 号)
- ・ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (平成 7 年法律第 112 号)
- ・ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 (令和 3 年法律第 60 号)
- ・ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律 (平成 15 年法律第 97 号)
- ・ 水質汚濁防止法 (昭和 45 年法律第 138 号)
- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成 10 年法律第 117 号)

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました→□

株式会社船井総合研究所  
代表取締役社長 殿

事業実施者 住所  
法人又は団体にあつては名称  
代表者名

令和 6 年度地域の食品産業ビジネス創出プロジェクト支援事業

## 新商品開発・販路開拓事業又は地域型協調領域実証事業との関連証明書

下記の 1 に記す通り申請のあった令和 6 年度地域の食品産業ビジネス創出プロジェクト支援事業（新商品開発・販路開拓又は地域型協調領域実証事業）の交付申請及びそれに係る事業実施計画の内容は、当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）が提出する下記の 2 に記す令和 6 年度地域の食品産業ビジネス創出プロジェクト支援事業の交付申請及びそれに係る事業実施計画により創出された取組であることを、ここに証明します。

### 記

#### 1. 新商品開発・販路開拓支援事業（地域型協調領域実証事業）の事業実施者及びそれに係る交付申請書

法人又は団体にあつては名称：

代表者名：

交付申請書： 年 月 日付（番号）

#### 2. 地域コンソーシアムの運営事業の事業実施者及びそれに係る補助金交付決定通知書

法人又は団体にあつては名称：

代表者名：

補助金交付決定通知書： 年 月 日付（番号）

令和6年度「地域の食品産業ビジネス創出プロジェクト支援事業」様式15別紙 積算内訳書

事業者名	
------	--

**入力の注意事項**

**【基本事項】**

- 「事業者」の欄に、事業者名を記載してください。
- 「課税・非課税事業者」から該当するものを選択して下さい。不明な場合は「課税」を選択してください。
- 補助率は自動反映で計算されます。

**【記入について】**

- 補助事業に係る経費の全てを記載してください。
- 該当する対象経費ごと・費目ごとに、支払月の早いものから順番に記載してください。  
(例) 謝金6月・7月・・・印刷費6月・7月・・・
- 一つの発注で支払が複数ヶ月に跨る場合は、支出内容に詳細を記載し、支払月は「最初の支払月」を選択して下さい。  
(例) 支出内容：〇〇機器リースのための借換料(9~11月) 支払月：9月
- 「税区分」は対象費目が「課税」「非課税」「軽減(税率)」のいずれかに該当するか確認の上、選択して下さい。税額が明らかでない場合には「課税」を選択してください。
- 「単価」欄には税込単価を記載して下さい。
- 「数量」には、「単価×個数1」あるいは「単価×個数1×個数2」の形で入力ください。  
(例) 謝金：25,000円×2人×3回
- 委託を行う場合、委託先が決定している場合には「委託先」に記載してください。未定の場合は空欄で構いません。
- 行の追加は以下の手順で行ってください。  
※追加したい箇所の行番号(表内のNoでなく、左端のグレー部分)をクリックして「コピー」→右クリック→「コピーしたセルの挿入」で計算式が反映された「行」が追加されます。
- 経費内容に応じ、適切な費目を選択してください。費目の区分については、別シート「費目区分について」を参照してください。

課税・非課税事業者		課税
<b>①地域コンソーシアムの設置</b>		
補助事業に要する経費(税込額)	#REF!	円
補助事業に要する経費(税抜)	#REF!	円
補助事業に要する経費(非課税)	#REF!	円
補助事業に要する経費(軽減・税抜)	#REF!	円
税抜額合計	#REF!	円
<b>②新商品開発・販路開拓</b>		
補助事業に要する経費(税込額)	0	円
補助事業に要する経費(税抜①)	0	円
補助事業に要する経費(非課税)	0	円
補助事業に要する経費(軽減・税抜②)	0	円
税抜額合計	0	円
<b>③地域型協働領域実証</b>		
補助事業に要する経費(税込額)	#REF!	円
補助事業に要する経費(税抜)	#REF!	円
補助事業に要する経費(非課税)	#REF!	円
補助事業に要する経費(軽減・税抜)	#REF!	円
税抜額合計	#REF!	円
補助事業に要する経費(税抜額・非課税事業者の場合は税込額)	#REF!	円
消費税仕入控除税額	#REF!	円
補助対象経費 (①地域コンソーシアムの運営)	#REF!	円
補助対象経費 (②新商品開発・販路開拓)	0	円
補助対象経費 (③地域型協働領域実証)	#REF!	円
補助対象経費合計	#REF!	円
交付申請額	#REF!	円

費目	合計(税込)
謝金	0円
旅費	0円
人件費	0円
通信運搬費	0円
借換料	0円
情報通信費	0円
印刷費	0円
企業開発・実証費	0円
出張旅費	0円
消耗品費	0円
その他経費	0円

積算内訳 (②新商品開発・販路開拓) 補助率：1/2														
No	対象経費	費目	委託先 (決定している場合)	支出内容	支払月	税区分	単価(税込)	数量		数量		金額(税込)	税区分「課税」の 税抜金額①	税区分「軽減」の 税抜金額②
								個数	単位	個数	単位			
1							円	x		x	=	0円	0円	0円
2							円	x		x	=	0円	0円	0円
3							円	x		x	=	0円	0円	0円
4							円	x		x	=	0円	0円	0円
5							円	x		x	=	0円	0円	0円
6							円	x		x	=	0円	0円	0円
7							円	x		x	=	0円	0円	0円
8							円	x		x	=	0円	0円	0円
9							円	x		x	=	0円	0円	0円
10							円	x		x	=	0円	0円	0円
11							円	x		x	=	0円	0円	0円
12							円	x		x	=	0円	0円	0円
13							円	x		x	=	0円	0円	0円
14							円	x		x	=	0円	0円	0円
15							円	x		x	=	0円	0円	0円
16							円	x		x	=	0円	0円	0円
17							円	x		x	=	0円	0円	0円
18							円	x		x	=	0円	0円	0円
19							円	x		x	=	0円	0円	0円
20							円	x		x	=	0円	0円	0円
21							円	x		x	=	0円	0円	0円
22							円	x		x	=	0円	0円	0円
23							円	x		x	=	0円	0円	0円
24							円	x		x	=	0円	0円	0円
25							円	x		x	=	0円	0円	0円
26							円	x		x	=	0円	0円	0円
27							円	x		x	=	0円	0円	0円
28							円	x		x	=	0円	0円	0円
29							円	x		x	=	0円	0円	0円
30							円	x		x	=	0円	0円	0円
31							円	x		x	=	0円	0円	0円
32							円	x		x	=	0円	0円	0円
33							円	x		x	=	0円	0円	0円
34							円	x		x	=	0円	0円	0円
35							円	x		x	=	0円	0円	0円
36							円	x		x	=	0円	0円	0円
37							円	x		x	=	0円	0円	0円
38							円	x		x	=	0円	0円	0円
39							円	x		x	=	0円	0円	0円
40							円	x		x	=	0円	0円	0円
41							円	x		x	=	0円	0円	0円
42							円	x		x	=	0円	0円	0円
43							円	x		x	=	0円	0円	0円
44							円	x		x	=	0円	0円	0円
45							円	x		x	=	0円	0円	0円
46							円	x		x	=	0円	0円	0円
47							円	x		x	=	0円	0円	0円
48							円	x		x	=	0円	0円	0円
49							円	x		x	=	0円	0円	0円
50							円	x		x	=	0円	0円	0円

令和6年度「地域の食品産業ビジネス創出プロジェクト支援事業」様式15別紙 積算内訳書

事業者名	株式会社 ●●	事業者名を記入	課税・非課税事業書	課税	消費税課税・非課税を選択 ※非課税の場合は非課税団体であることを証明資料を提出
------	---------	---------	-----------	----	--

**入力の注視点**

**【基本事項】**

- 「事業者」の欄に、事業者名を記載してください。
- 「課税・非課税事業者」から該当するものを選択して下さい。不明な場合は「課税」を選択して下さい。
- 補助率は自動反映で計算されます。

**【記入について】**

- 補助事業に係る経費の全てを記載してください。
- 該当する対象経費ごと、費目ごとに、支払月の早いものから順番に記載してください。  
(例)謝金6月・7月・・・印刷費6月・7月・・・
- 一つの発注で支払が複数月に跨る場合は、支出内容に詳細を記載し、支払月は「最初の支払月」を選択して下さい。  
(例)支出内容：〇〇機器リースのための借損料(9~11月) 支払月：9月
- 「税区分」は対象費目が、「課税」「非課税」「軽減(税率)」のいずれに該当するか確認の上、選択して下さい。税額が明らかでない場合には「課税」を選択して下さい。
- 「単価」欄には税込価格を記載して下さい。
- 「数量」には、「単価×個数1」あるいは「単価×個数1×個数2」の形で入力ください。  
(例)謝金：25,000円×2人×3回
- 委託を行う場合、委託先が決定している場合には「委託先」に記載して下さい。未定の場合は空欄で構いません。
- 行の追加は以下の手順で行ってください。  
※追加したい箇所の行番号(表内のNoでなく、左端のグレー部分)をクリックして「コピー」→右クリック→「コピーしたセルの挿入」で計算式が反映された「行」が追加されます。
- 経費内容に応じ、適切な費目を選択してください。費目の区分については、別シート「費目区分」についてを参照してください。

①地域コンソーシアム		費目	合計(税込)
補助事業に要する経費(税込額)	#REF!	謝金	0円
補助事業に要する経費(税抜)	#REF!	旅費	0円
補助事業に要する経費(非課税)	#REF!	人件費	32,000円
補助事業に要する経費(軽減・税抜)	#REF!	通信運搬費	0円
税抜額合計	#REF!	借損料	130,000円
		情報発信費	0円
		印刷費	0円
		企画開発・実証費	620,000円
		出展料	100,000円
		出張旅費	26,400円
		消耗品費	0円
		その他諸経費	0円
②新商品開発・販路開拓			
補助事業に要する経費(税込額)	908,400円		
補助事業に要する経費(税抜①)	469,453円		
補助事業に要する経費(非課税)	32,000円		
補助事業に要する経費(軽減・税抜②)	333,333円		
税抜額合計	834,786円		
③地域型協働領域実証			
補助事業に要する経費(税込額)	#REF!		
補助事業に要する経費(税抜)	#REF!		
補助事業に要する経費(非課税)	#REF!		
補助事業に要する経費(軽減・税抜)	#REF!		
税抜額合計	#REF!		
補助事業に要する経費(税抜額・非課税事業者の場合は税込額)	#REF!		
消費税仕入控除税額	#REF!		
補助対象経費(①地域コンソーシアムの運営)	#REF!		
補助対象経費(②新商品開発・販路開拓)	417,393円		
補助対象経費(③地域型協働領域実証)	#REF!		
補助対象経費合計	#REF!		
交付申請額	#REF!		

金額(税込)・税抜金額①②は自動計算されます。

積算内訳 (②新商品開発・販路開拓) 補助率：1/2																		
No	対象経費	費目	委託先(決定している場合)	支出内容	支払月	税区分	単価(税込)	数量	数量	数量	数量	金額(税込)	税区分「課税」の税抜金額①	税区分「軽減」の税抜金額②				
1	新商品等企画・実証・開発費	企画開発・実証費	〇〇マーケティング(株)	マーケティング費 試作品〇〇開発のための市場調査	10	課税	80,000	円	×	2	回	×	160,000	円	145,454	円	0	円
2		企画開発・実証費		試作品〇〇材料〇〇購入費	10	軽減	120,000	円	×	3	回	×	360,000	円	0	円	333,333	円
3		企画開発・実証費		試作品〇〇の成分分析検査費	11	課税	50,000	円	×	2	回	×	100,000	円	90,909	円	0	円
4		借損料		試作品〇〇の製造のための〇〇機器のレンタル	12	課税	100,000	円	×	1	回	×	100,000	円	90,909	円	0	円
5	消費者評価会実施費	借損料		評議会の会場借料	12	課税	30,000	円	×	1	回	×	30,000	円	27,272	円	0	円
6		人件費		アンケート集計のための補助員賃金	12	非課税	8,000	円	×	2	人	×	32,000	円	0	円	0	円
7	販売促進展開費	出展料		〇〇展示会出展料	1	課税	100,000	円	×	1	回	×	100,000	円	90,909	円	0	円
8		出張旅費		〇〇→〇〇 (IR片道料金)	1	課税	13,200	円	×	2	回	×	26,400	円	24,000	円	0	円
9								円	×		×	0	円	0	円	0	円	
10								円	×		×	0	円	0	円	0	円	
11								円	×		×	0	円	0	円	0	円	
12								円	×		×	0	円	0	円	0	円	
13								円	×		×	0	円	0	円	0	円	
14								円	×		×	0	円	0	円	0	円	
15								円	×		×	0	円	0	円	0	円	
16								円	×		×	0	円	0	円	0	円	
17								円	×		×	0	円	0	円	0	円	
18								円	×		×	0	円	0	円	0	円	
19								円	×		×	0	円	0	円	0	円	
20								円	×		×	0	円	0	円	0	円	
21								円	×		×	0	円	0	円	0	円	
22								円	×		×	0	円	0	円	0	円	
23								円	×		×	0	円	0	円	0	円	
24								円	×		×	0	円	0	円	0	円	
25								円	×		×	0	円	0	円	0	円	
26								円	×		×	0	円	0	円	0	円	
27								円	×		×	0	円	0	円	0	円	
28								円	×		×	0	円	0	円	0	円	
29								円	×		×	0	円	0	円	0	円	
30								円	×		×	0	円	0	円	0	円	
31								円	×		×	0	円	0	円	0	円	
32								円	×		×	0	円	0	円	0	円	
33								円	×		×	0	円	0	円	0	円	
34								円	×		×	0	円	0	円	0	円	
35								円	×		×	0	円	0	円	0	円	
36								円	×		×	0	円	0	円	0	円	
37								円	×		×	0	円	0	円	0	円	
38								円	×		×	0	円	0	円	0	円	
39								円	×		×	0	円	0	円	0	円	
40								円	×		×	0	円	0	円	0	円	
41								円	×		×	0	円	0	円	0	円	
42								円	×		×	0	円	0	円	0	円	
43								円	×		×	0	円	0	円	0	円	
44								円	×		×	0	円	0	円	0	円	
45								円	×		×	0	円	0	円	0	円	
46								円	×		×	0	円	0	円	0	円	
47								円	×		×	0	円	0	円	0	円	
48								円	×		×	0	円	0	円	0	円	
49								円	×		×	0	円	0	円	0	円	
50								円	×		×	0	円	0	円	0	円	

令和6年度「地域の食品産業ビジネス創出プロジェクト支援事業」様式15別紙 積算内訳書

事業名	
<b>入力の注意点</b>	
<p><b>【基本事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「事業者」の欄に、事業者名を記載してください。</li> <li>● 「課税・非課税事業者」から該当するものを選択して下さい。不明な場合は「課税」を選択してください。</li> <li>● 補助率は自動反算で計算されます。</li> </ul> <p><b>【記入について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 補助事業に係る経費の全てを記載してください。</li> <li>● 該当する対象経費と、費目ごとに、支払月の早いものから順番に記載してください。 (例)謝金6月・7月・・・印刷費6月・7月・・・</li> <li>● 一つの発注で支払が複数ヶ月に跨る場合は、支出内容に詳細を記載し、支払月は「最初の支払月」を選択して下さい。 (例)支出内容：〇〇機器一式のための借入れ(9~11月) 支払月：9月</li> <li>● 「税区分」は対象費目が「課税」「非課税」「軽減(税率)」のいずれに該当するか確認の上、選択して下さい。税額が明らかな場合は「課税」を選択してください。</li> <li>● 「単価」欄には税込価格を記載して下さい。 (例)単価：25,000円×2人×3回</li> <li>● 委託を行う場合、委託先が決定している場合には「委託先」に記載してください。未定の場合は空欄で構いません。</li> <li>● 行の追加は以下の手順で行ってください。 ※追加したい箇所の行番号(表内の0ではなく、左端のグレー部分)をクリックして「コピー」→右クリック→「コピーしたセルの挿入」で計算式が反算された「行」が追加されます。</li> <li>● 経費内容に応じ、適切な費目を選択してください。費目の区分については、別シート「費目区分について」を参照してください。</li> </ul>	

課税・非課税事業者	課税
<b>①地域コンソーシアムの運営</b>	
補助事業に要する経費(税込額)	#REF! 円
補助事業に要する経費(税抜)	#REF! 円
補助事業に要する経費(非課税)	#REF! 円
補助事業に要する経費(軽減-税抜)	#REF! 円
税抜額合計	#REF! 円
<b>②新商品開発・販路開拓</b>	
補助事業に要する経費(税込額)	#REF! 円
補助事業に要する経費(税抜①)	#REF! 円
補助事業に要する経費(非課税)	#REF! 円
補助事業に要する経費(軽減-税抜②)	#REF! 円
税抜額合計	#REF! 円
<b>③地域型協調領域実証</b>	
補助事業に要する経費(税込額)	0 円
補助事業に要する経費(税抜)	0 円
補助事業に要する経費(非課税)	0 円
補助事業に要する経費(軽減-税抜)	0 円
税抜額合計	0 円
補助事業に要する経費(税抜額+非課税事業者の場合は税込額)	#REF! 円
消費税仕入控除税額	#REF! 円
補助対象経費 (①地域コンソーシアムの運営)	#REF! 円
補助対象経費 (②新商品開発・販路開拓)	#REF! 円
補助対象経費 (③地域型協調領域実証)	0 円
補助対象経費合計	#REF! 円
交付申請額	#REF! 円

費目	合計(税込)
謝金	0 円
旅費	0 円
人件費	0 円
通信運搬費	0 円
備品料	0 円
借入金利息	0 円
印刷費	0 円
企画開発-委託費	0 円
出版料	0 円
出張旅費	0 円
消耗品費	0 円
その他経費	0 円

積算内訳 (③地域型協調領域実証) 補助率：10/10																
No	対象経費	費目	委託先 (決定している場合)	支出内容	支払月	税区分	単価(税込)	数量 個数	数量 単位	数量 個数	数量 単位	金額(税込)	税区分「課税」の 税抜金額①	税区分「軽減」の 税抜金額②		
1							円	x		x		x	=	0 円	0 円	0 円
2							円	x		x		x	=	0 円	0 円	0 円
3							円	x		x		x	=	0 円	0 円	0 円
4							円	x		x		x	=	0 円	0 円	0 円
5							円	x		x		x	=	0 円	0 円	0 円
6							円	x		x		x	=	0 円	0 円	0 円
7							円	x		x		x	=	0 円	0 円	0 円
8							円	x		x		x	=	0 円	0 円	0 円
9							円	x		x		x	=	0 円	0 円	0 円
10							円	x		x		x	=	0 円	0 円	0 円
11							円	x		x		x	=	0 円	0 円	0 円
12							円	x		x		x	=	0 円	0 円	0 円
13							円	x		x		x	=	0 円	0 円	0 円
14							円	x		x		x	=	0 円	0 円	0 円
15							円	x		x		x	=	0 円	0 円	0 円
16							円	x		x		x	=	0 円	0 円	0 円
17							円	x		x		x	=	0 円	0 円	0 円
18							円	x		x		x	=	0 円	0 円	0 円
19							円	x		x		x	=	0 円	0 円	0 円
20							円	x		x		x	=	0 円	0 円	0 円
21							円	x		x		x	=	0 円	0 円	0 円
22							円	x		x		x	=	0 円	0 円	0 円
23							円	x		x		x	=	0 円	0 円	0 円
24							円	x		x		x	=	0 円	0 円	0 円
25							円	x		x		x	=	0 円	0 円	0 円
26							円	x		x		x	=	0 円	0 円	0 円
27							円	x		x		x	=	0 円	0 円	0 円
28							円	x		x		x	=	0 円	0 円	0 円
29							円	x		x		x	=	0 円	0 円	0 円
30							円	x		x		x	=	0 円	0 円	0 円
31							円	x		x		x	=	0 円	0 円	0 円
32							円	x		x		x	=	0 円	0 円	0 円
33							円	x		x		x	=	0 円	0 円	0 円
34							円	x		x		x	=	0 円	0 円	0 円
35							円	x		x		x	=	0 円	0 円	0 円
36							円	x		x		x	=	0 円	0 円	0 円
37							円	x		x		x	=	0 円	0 円	0 円
38							円	x		x		x	=	0 円	0 円	0 円
39							円	x		x		x	=	0 円	0 円	0 円
40							円	x		x		x	=	0 円	0 円	0 円
41							円	x		x		x	=	0 円	0 円	0 円
42							円	x		x		x	=	0 円	0 円	0 円
43							円	x		x		x	=	0 円	0 円	0 円
44							円	x		x		x	=	0 円	0 円	0 円
45							円	x		x		x	=	0 円	0 円	0 円
46							円	x		x		x	=	0 円	0 円	0 円
47							円	x		x		x	=	0 円	0 円	0 円
48							円	x		x		x	=	0 円	0 円	0 円
49							円	x		x		x	=	0 円	0 円	0 円
50							円	x		x		x	=	0 円	0 円	0 円

令和6年度「地域の食品産業ビジネス創出プロジェクト支援事業」様式15別紙 積算内訳書

事業者名 株式会社 ●● 事業者名を記入 課税 消費税課税・非課税を選択 ※非課税の場合は非課税団体であることを証明資料を提出

【基本事項】
●「事業者」欄に、事業者名を記載してください。
●「課税・非課税事業者」から該当するものを選択して下さい。不明な場合は「課税」を選択してください。
●補助率は自動反映で計算されます。
【記入について】
●補助事業に係る経費の全てを記載してください。
●該当する対象経費ごと・費目ごとに、支払月の早いものから順番に記載してください。
(例)謝金6月・7月...、印刷費6月・7月...
●一つの費目で支払が複数月に跨る場合は、支出内容に詳細を記載し、支払月は「最初の支払月」を選択して下さい。
(例)支出内容：〇〇機器リースのための借料(9~11月) 支払月：9月
●「税区分」は対象費目が「課税」「非課税」「軽減(税率)」のいずれに該当するか確認の上、選択して下さい。税額が明らかでない場合には「課税」を選択して下さい。
●「単価」欄には税込価格を記載して下さい。
●「数量」には、「単価×個数1」あるいは「単価×個数1×個数2」の形で入力ください。
(例)謝金：25,000円×2人×3回
●委託を行う場合、委託先が決定している場合には「委託先」に記載してください。未定の場合は空欄で構いません。
●行の追加は以下の手順で行ってください。
※追加したい箇所に行番号(表内のNoでなく、左端のグレー部分)をクリックして「コピー」→右クリックで「コピーしたセルの挿入」で計算式が反映された「行」が追加されます。
●経費内容に応じ、適切な費目を選択してください。費目の区分については、別シート「費目区分について」を参照してください。

①地域型コンソーシアムの運営
補助事業に要する経費(税込額) #REF! 円
補助事業に要する経費(税抜) #REF! 円
補助事業に要する経費(非課税) #REF! 円
補助事業に要する経費(軽減・税抜) #REF! 円
税抜額合計 #REF! 円

費目 合計(税込)
謝金 360,000 円
旅費 0 円
人件費 0 円
通信運搬費 0 円
宿泊料 0 円
情報発信費 0 円
印刷費 0 円
企画開発・委託費 0 円
出張料 0 円
出張費 0 円
消耗品費 0 円
その他諸経費 0 円

②新商品開発・販路開拓
補助事業に要する経費(税込額) #REF! 円
補助事業に要する経費(税抜) #REF! 円
補助事業に要する経費(非課税) #REF! 円
補助事業に要する経費(軽減・税抜) #REF! 円
税抜額合計 #REF! 円

③地域型協領域実証
補助事業に要する経費(税込額) 878,400 円
補助事業に要する経費(税抜) 325,817 円
補助事業に要する経費(非課税) 520,000 円
補助事業に要する経費(軽減・税抜) 0 円
税抜額合計 845,817 円

補助事業に要する経費(税抜額・非課税事業者の場合は税込額) #REF! 円
消費税仕入控除税額 #REF! 円
補助対象経費(①地域型コンソーシアムの運営) #REF! 円
補助対象経費(②新商品開発・販路開拓) #REF! 円
補助対象経費(③地域型協領域実証) #REF! 円
補助対象経費合計 #REF! 円
交付申請額 #REF! 円

対象経費・費目はプルダウンリストから選んでください。

支出内容は分る範囲でいいのでなるべく詳細を記入してください。

金額(税込)・税抜金額①②は自動計算されます。

積算内訳(③地域型協領域実証) 補助率：10/10

Table with columns: No, 対象経費, 費目, 委託先(決定している場合), 支出内容, 支払月, 税区分, 単価(税込), 数量(個数), 数量(単位), 金額(税込), 税区分「課税」の税抜金額①, 税区分「軽減」の税抜金額②. Rows 1-48.

経費内容に応じて適切な費目に分類します。  
 本事業について補助対象経費の計上に用いる費目は、以下の通りです。

### 新商品開発・販路開拓

費目	内容	備考
① 謝金	講師、専門家、有識者等に対する謝金	
② 旅費	・事務局長が事業遂行のために行った出張などの経費 ・謝金対象者が対象業務を遂行した際に支払われる旅費	
③ 人件費	事業に要する事務局長や補助員（アルバイト等）の人件費	「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」に基づき、前年（令和6年1月～12月）の支給実績を根拠とし、人件費単価を算定する。
④ 通信運搬費	事業に必要な通信料及び郵送費、機器・機材の運搬費	電話回線やインターネット回線の契約・工事費は対象外。
⑤ 借損料	事業に必要な機器・設備などのリース・レンタル料。研修会などの会場借料	家賃は対象外。
⑥ 情報発信費	ホームページの作成・運営費など、情報発信のための費用	
⑦ 印刷費	事業に必要な資料やパンフレット、セールスツール等の製作に必要なデータ製作費	
⑧ 企画開発・実証費	新商品開発に関わる以下の経費 調査・マーケティング等に必要となる経費、試作品の材料・資材購入に必要な経費、設計やパッケージデザイン等に必要な経費、成分分析検査に必要な経費	マーケティングを行う場合は既にあるマスタータを活用して分析等を実施のこと。自身で収集したデータを使用した場合は対象外。
⑨ 出展料	展示会・イベント等の出展料	
⑩ 出展旅費	新商品開発等事業実施者が展示会・イベントに参加した際の旅費（1回の出展あたり2人まで、参加は2回までに係る費用を限度とする）	事務局員・専門家・取引先などは対象外。
⑪ 消耗品費	事業に必要な消耗品の購入費	単価10万円未満かつ本事業内の取組に限り使用するもの。
⑫ その他諸経費	事業に必要な経費で上記にあてはまらないものに適用	保険料、コピー代など 摘要となるかは要事務局へ相談。

### 地域型協調領域実証

費目	内容	備考
① 実証・研究員手当	実証や研究に従事する人員に支払う人件費	「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」に基づき、前年（令和6年1月～12月）の支給実績を根拠とし、人件費単価を算定する。
② 調査員手当	調査に従事する人員に支払う人件費	「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」に基づき、前年（令和6年1月～12月）の支給実績を根拠とし、人件費単価を算定する。
③ 謝金	講師、専門家、有識者等に対する謝金	
④ 原材料費	事業に必要な原材料費	
⑤ 資材費	事業に必要な資材費	
⑥ 協調領域実証に関する機器のレンタル・リース料	事業に必要な機器・設備などのリース・レンタル料。研修会などの会場借料	家賃は対象外。
⑦ 検査・分析費	事業に必要な検査や分析に要する費用	
⑧ 通信費	事業に必要な通信料及び郵送費、機器・機材の運搬費	電話回線やインターネット回線の契約・工事費は対象外。
⑨ 消耗品費	事業に必要な消耗品の購入費	単価10万円未満かつ本事業内の取組に限り使用するもの。
⑩ その他諸経費	地域コンソーシアム関係者間で連携した共同実証・研究に要する経費	